

# 国「同意書コピーで可能」

## 「交渉と無関係」覆す

来年5月に期限切れとなる沖縄県内の米軍用地の賃貸借契約交渉で、防衛省の担当者が「交渉とは関係ない」として地主側から契約同意書のコピーを受け取りながら、一転して「コピーでも更新手続きが可能」とする見解を地主側に伝えていたことが分かった。4万人以上の地主をつくる「県軍用地等地主会連合会」（土地連）は「約束が違う」と猛反発。防衛省幹部が7日、沖縄を訪れて釈明したが、地主側は「国との信頼関係が崩れた」と不信感を募らせている。

### 沖縄米軍用地契約

#### 地主側「だまされた」

土地連の浜比嘉勇会長によると、20年に一度の契約更新を控えた一昨年、防衛省から「契約への同意の状況を確認したいので、同意書のコピーを提出してほしい。賃貸料の交渉とは関係ない」と申し出があり、昨年3月までに全会員分を提出した。ところが今月2日、賃貸料の交渉の場で、防衛省の担当者から「法律上はコピーでも契約同意とみなすことができる」との見解が示されたという。

#### 7日は、防衛省の真部朗

地方協力局長らが浜比嘉会長らと面談。2日の担当者の発言を「個人的見解だった」と取り消した。しかし、コピーを契約更新に使う選択肢は否定せず、同省の判断を9日までに回答すると伝えた。さらに土地連側はコピーの返還を求めたが、対応を保留した。真部局長は報道陣に対し、「コピーを同意とみなすかどうかは、いくつかわの見解がある。防衛省として

固まったものは特にない」と述べた。

一方、浜比嘉会長は「だまされた思い」と怒りをあらわにした。

土地連が態度を硬化させるのは、20年前の前回更新時の苦い思いがあるからだ。当時、旧防衛施設庁の要請に応じ、各地主が本契約前に「予約契約書」を提出。賃貸料に不満が残れば本契約を結ばないことも考えていたが、同庁が「予約契約書でも手続きできる」

沖縄県内の米軍用地、市町村、民有地などから総面積は約2万3300ヘクタール。本土復帰した1972年5月15日に地主らと20年間の賃貸借契約を結び、92年に再契約した。来年5月に契約更新を迎える土地は約1万2000ヘクタール、地主数は4万6500人。うち土地連加入者は約4万4100人（約95%）に上る。

との見解を示し、最終的に要求よりかなり低い賃貸料で交渉を押し切られた。

このため土地連は今回、全会員から契約同意書を集めた上で、交渉窓口を一本化。2009年度比1・96倍の総額1782億円を要求している。回答額が十分ならず、同意書を渡さない考えだ。

防衛省は7日、来年度の政府予算概算要求で示した引き上げ幅に0・54割上積みした今年度比1・64割増

の約932億円を提示。土地連は「要求と開きがある」と再考を求めた。浜比嘉会長は「コピーによる契約を示唆し、強硬な姿勢で交渉を進めようとする国に怒りを感じる。あくまで要求実現を求めていきたい」と話した。